

第2回検討会における構成員の主な御意見

厚生労働省 医政局 地域医療計画課
救急・周産期医療等対策室

第2回検討会における主な御意見(1／3)

自治体による機体保有のあり方

- 自治体による機体購入は運休への対抗策となり得る一方、高額な機体購入が、他自治体においても公的保有を求める圧力となる前例になる可能性があることから、和歌山県のみの問題としてではなく、全国的な観点から慎重に検討すべき。
- 自治体が機体を購入する方法のほか、運航事業者による機体調達・更新が可能となるよう、運航委託費の水準を確保する方法もあり、両者を比較検討すべき。
- 公的保有となった場合、本機の運航委託費減額に加え、代替機の運航委託費の問題が残る他、突発的不具合に備えて予備機を配備するとすれば、運航事業者の運航委託のハードルがさらに上がる。
- 各都道府県が個別に機体を保有すると、全国的には非効率となる可能性や共同運航・広域運用への影響も考えられることから、国とも調整しながら進めることが望ましい。
- 自治体による機体保有について、既存の補助制度との整合性、運航事業者との責任分担、事業の継続性等を、実際の運航開始までに整理する必要がある。

運休発生の背景・構造的課題の検証

- 今回の運休事案を単純に「整備士不足」の問題として捉えるのは適切ではなく、なぜ不足が発生し、なぜ特定事業者において運休に至ったのか、その真因や背景を検証する必要がある。
- 整備士不足は表面的な一因であり、その背景にあるドクターヘリ運航事業構造や、情報の非対称性によって運航を委託する側のチェックが困難となる等、都道府県・医療機関と運航事業者の間の、運航委託契約上の問題を解決しなければ、中長期的な対策を立てることは困難である。

第2回検討会における主な御意見(2／3)

2パイロット運用の位置づけと安全性の検証

- 運航体制の変更に当たっては、現場の医師・看護師の個別の意向を丁寧に把握し、十分な説明と合意形成を行う必要がある。また、この運用を中長期的に継続する場合には、他地域でも活用できるよう、医療クルーの理解を得るための手順等を整理すべきである。
- 医療クルーの安全確保については、心理的な面も含めて配慮する必要がある、令和8年3月31日に厚生労働省より発出された、整備士に代わって操縦士を乗せてもよいとする時限的かつ臨時的な措置が、十分な検証を経ないまま、なし崩し的に継続されることがないようにすべき。
- 他地域でも2パイロット運用を導入する場合、必要な操縦士を確保できるだけの供給力が運航事業者にあるのか確認が必要ではないか。

搭乗整備士の役割と代替措置のあり方

- 搭乗整備士は、機体の点検・軽微な修理だけでなく、地上の安全管理、患者の搬入・搬出、操縦士の補佐、医療クルーと運航クルー間の調整等、多職種連携の中核的な役割を担っている。整備士が同乗していない場合、軽微な不具合が生じた際に、その場で修理して基準適合性を確認し、運航を継続することが困難となることから、特に離島や遠隔地では代替機又は代替搬送手段の確保が課題となる。
- 安全性の確保を前提として、軽微な不具合に係る遠隔での基準適合性確認の活用可能性を検討すべきではないか。
- 整備士不在時に機体がランデブーポイント等で飛行不能となった場合、患者搬送のみならず、第三者にも影響が生じる。そういった事態を、整備士が同乗することで回避しうするため、整備士同乗が有する運航継続に対して果たす役割も考慮すべきだ。
- 整備士にしか担えない専門業務は維持しつつ、一定の教育・訓練によって他職種が担える業務を明確にし、処遇改善、専門性に応じた業務整理、適切なタスクシフトを一体的に検討すべき。

第2回検討会における主な御意見(3／3)

運航事業者の選定・委託規約のあり方

- 医療側と運航側の間に専門知識や運航・整備情報をめぐる情報の非対称性があり、契約形態によっては情報の非対称性がさらに大きくなるとの説明があった。
- 契約時には、運航会社が安全かつ確実に長期継続できるかを確認するとともに、契約書に、安全性に疑義が生じた場合の業務状況確認権、インシデント・アクシデントの登録・報告義務等を盛り込むべきではないか。さらに、事業者の公益通報制度が適切に機能しているかを確認し、委託者側も航空運航に関する基礎知識を習得する必要があるのではないかと。
- 整備士不足による運休の発生状況は運航事業者によって異なることも踏まえ、安全かつ安定的な運航を継続できる事業者を選定するための入札・評価方法が重要ではないかと。
- 運航事業者選定については、単に価格のみでなく、安全確保への取組、あるいは運航体制、整備体制の継続性、そして予備機、代替機などの運航体制の確保、これらも含めて考えていくべきである。

要請基準・運航基準等の整理

- 要請基準が異なることにより、オーバートリアージの程度や出動件数に差が生じる可能性があるため、今回の見直しを契機に、要請基準の統一又は整理も検討すべき。